

○経済産業省告示第七十二号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十二年経済産業省告示第九十三号（外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等）の一部を次のように改正する。

令和四年九月三十日

経済産業大臣 西村 康稔

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一（第二号の二、第二号の四関係） 一 輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令（令和四年経済産業省令	別表第一（第二号の二、第二号の四関係） 一 輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令（令和四年経済産業省令

第十五号。以下「別表第二の三貨物省令」という。）第四条、第五条、第七条又は第八条のいずれかに該当するものの設計、製造又は使用のために特に設計したプログラム及び輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号。以下「別表第一貨物等省令」という。）第六条第十七号ト又はチに該当するものの使用のために特に設計したプログラム

二 別表第二の三貨物省令第四条、第五条又は第七条から第九条までのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用のための技術（プ

第十五号。以下「別表第二の三貨物省令」という。）第一条、第二条、第四条又は第五条のいずれかに該当するものの設計、製造又は使用のために特に設計したプログラム及び輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号。以下「別表第一貨物等省令」という。）第六条第十七号ト又はチに該当するものの使用のために特に設計したプログラム

二 別表第二の三貨物省令第一条、第二条又は第四条から第六条までのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用のための技術（プ

プログラムを除く。）

三 「略」

四 別表第一貨物等省令第三条第二十三号又は別表第二の三貨物省令第十条に該当するもの設計、製造又は使用のために特に設計又は改造したプログラム

五 第三号、第四号又は別表第二の三貨物省令第十条のいずれかに該当するもの設計、製造又は使用のための技術（プログラムを除く。）

六 「略」

七 プログラムであつて、次のいずれかに該当するもの

プログラムを除く。）

三 「略」

四 別表第一貨物等省令第三条第二十三号又は別表第二の三貨物省令第七条に該当するもの設計、製造又は使用のために特に設計又は改造したプログラム

五 第三号、第四号又は別表第二の三貨物省令第七条のいずれかに該当するもの設計、製造又は使用のための技術（プログラムを除く。）

六 「略」

七 プログラムであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 別表第二の三貨物省令第十一条又は第十二条に該当するものの設計、製造又は使用のために特に設計又は改造したもの

ロ 「略」

八 技術（プログラムを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 第七号又は別表第二の三貨物省令第十一条若しくは第十二条に該当するものの設計、製造又は使用のためのもの

ロ・ハ 「略」

九 「略」

十 第九号又は別表第二の三貨物省令第十四条に該当するものの使用のための技術（プログラ

イ 別表第二の三貨物省令第八条又は第九条に該当するものの設計、製造又は使用のために特に設計又は改造したもの

ロ 「略」

八 技術（プログラムを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 第七号又は別表第二の三貨物省令第八条若しくは第九条に該当するものの設計、製造又は使用のためのもの

ロ・ハ 「略」

九 「略」

十 第九号又は別表第二の三貨物省令第十一条に該当するものの使用のための技術（プログラ

ラムを除く。）

十一 別表第一貨物等省令第九条第三号から第八号まで又は別表第二の三貨物省令第十五条若しくは第二十条から第二十二条までのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用のために特に設計したプログラム

十二 別表第二の三貨物省令第十六条、第十八条又は第十九条のいずれかに該当するものの設計又は製造のために特に設計したプログラム

十三 プログラムであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 「略」

ラムを除く。）

十一 別表第一貨物等省令第九条第三号から第八号まで又は別表第二の三貨物省令第十二条若しくは第十七条から第十九条までのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用のために特に設計したプログラム

十二 別表第二の三貨物省令第十三条、第十五条又は第十六条のいずれかに該当するものの設計又は製造のために特に設計したプログラム

十三 プログラムであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 「略」

ロ 別表第二の三貨物省令第二十三条第三号に該当するもののために特に設計したものの

十四 別表第二の三貨物省令第十五条、第二十条から第二十二条まで又は第二十三条第三号のいずれかに該当するもの設計、製造又は使用のための技術（プログラムを除く。）

十五 第十三号又は別表第二の三貨物省令第十四条、第十八条、第十九条若しくは第二十四条から第二十六条までのいずれかに該当するもの設計又は製造のための技術（プログラムを除く。）

十六 技術（プログラムを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの

ロ 別表第二の三貨物省令第二十条第三号に該当するもののために特に設計したものの

十四 別表第二の三貨物省令第十二条、第十七条から第十九条まで又は第二十条第三号のいずれかに該当するもの設計、製造又は使用のための技術（プログラムを除く。）

十五 第十三号又は別表第二の三貨物省令第十三条、第十五条、第十六条若しくは第二十一条から第二十三条までのいずれかに該当するもの設計又は製造のための技術（プログラムを除く。）

十六 技術（プログラムを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの

イ・ロ 「略」

ハ 別表第二の三貨物省令第十七条に該当するものの設計又は製造のためのもの

ニ・ホ 「略」

十七・十八 「略」

十九 別表第二の三貨物省令第二十九条に該当するものの設計、製造又は使用のために特に設計又は改造したプログラム

二十 「略」

二十一 別表第二の三貨物省令第二十九条に該当するものの設計、製造又は使用のための技術（プログラムを除く。）

二十二 別表第二の三貨物省令第三十条又は第

イ・ロ 「略」

ハ 別表第二の三貨物省令第十四条に該当するものの設計又は製造のためのもの

ニ・ホ 「略」

十七・十八 「略」

十九 別表第二の三貨物省令第二十六条に該当するものの設計、製造又は使用のために特に設計又は改造したプログラム

二十 「略」

二十一 別表第二の三貨物省令第二十六条に該当するものの設計、製造又は使用のための技術（プログラムを除く。）

二十二 別表第二の三貨物省令第二十七条又は第

第三十三条に該当するものの設計又は製造のためのプログラム

二十三 別表第二の三貨物省令第三十一条又は第三十四条に該当するものの設計又は製造のためのプログラム

二十四 別表第二の三貨物省令第三十条又は第三十三条に該当するものの設計、製造又は使用のための技術（プログラムを除く。）

二十五 別表第二の三貨物省令第三十一条又は第三十四条に該当するものの設計、製造又は使用のための技術（プログラムを除く。）

二十六 「略」

二十七 石油精製に係る技術であつて、次のい

第三十条に該当するものの設計又は製造のためのプログラム

二十三 別表第二の三貨物省令第二十八条又は第三十一条に該当するものの設計又は製造のためのプログラム

二十四 別表第二の三貨物省令第二十七条又は第三十条に該当するものの設計、製造又は使用のための技術（プログラムを除く。）

二十五 別表第二の三貨物省令第二十八条又は第三十一条に該当するものの設計、製造又は使用のための技術（プログラムを除く。）

二十六 「略」

二十七 石油精製に係る技術であつて、次のい

ずれかに該当するもの

イ 別表第二の三貨物省令第三十五条に該当するものの設計、製造又は使用のためのも
の

ロ 「略」

二十八 別表第二の三貨物省令第三十六条に該当するものの設計、製造又は使用のために特に設計したプログラム

二十九 別表第二の三貨物省令第三十八条（同条第四号を除く。）から第四十六条（同条第四号を除く。）までのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用のために特に設計したプログラム

ずれかに該当するもの

イ 別表第二の三貨物省令第三十二条に該当するものの設計、製造又は使用のためのも
の

ロ 「略」

二十八 別表第二の三貨物省令第三十三条に該当するものの設計、製造又は使用のために特に設計したプログラム

二十九 別表第二の三貨物省令第三十五条（同条第四号を除く。）から第四十三条（同条第四号を除く。）までのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用のために特に設計したプログラム

三十 「略」

三十一 別表第二の三貨物省令第三十六条から第四十六条まで（第三十八条第四号及び第四十六条第二号から第六号までを除く。）のいずれかに該当するものの設計、製造又は使用のための技術（プログラムを除く。）

三十二 別表第二の三貨物省令第四十七条又は第四十八条に該当するものの設計、製造又は使用のための技術（プログラムを除く。）

三十三 「略」

三十四 別表第二の三貨物省令第四十六条第四号に該当するものの設計又は製造のための技術（プログラムを除く。）

三十 「略」

三十一 別表第二の三貨物省令第三十三条から第四十三条まで（第三十五条第四号及び第四十三条第二号から第六号までを除く。）のいずれかに該当するものの設計、製造又は使用のための技術（プログラムを除く。）

三十二 別表第二の三貨物省令第四十四条又は第四十五条に該当するものの設計、製造又は使用のための技術（プログラムを除く。）

三十三 「略」

三十四 別表第二の三貨物省令第四十三条第四号に該当するものの設計又は製造のための技術（プログラムを除く。）

三十五 別表第二の三貨物省令第四十六条（同条第一号及び第四号を除く。）のいずれかに該当するものの使用のための技術（プログラムを除く。）

三十五 別表第二の三貨物省令第四十三条（同条第一号及び第四号を除く。）のいずれかに該当するものの使用のための技術（プログラムを除く。）

備考 表中の「」は注記である。

附 則

この告示は、令和四年十月七日から施行する。